

学位論文題名

発展途上国における都市遺産観光開発に関する研究

学位論文内容の要旨

本研究は、発展途上国に存する都市遺産を資源とした観光開発地域を対象とし、その開発が地域住民の十分な関与なきまま推進されることに起因する文化遺産の消失および地域住民に対する不利益を問題とする。本研究ではそのような観光開発を「人間不在の観光開発」と呼び、その解決を上位目標とした。そして、その負の影響を回避するためには、観光開発によって損なわれてはならない都市遺産の本質的な価値の把握が必要であるという立場から、具体的な事例地を対象にして、地域住民の生活の遺産的価値を、歴史的建造物群とともに都市遺産の総合的価値として把握すること、また把握された総合的価値の保全状況および観光開発の状況を分析し、課題を抽出することで上記の上位目標に対するその成果を検証し、さらに対象地における都市遺産の総合的価値を保全するための指針を示すことを目的とした。

研究の方法は、次の通りである。対象地として、主に旧イギリス領時代からの歴史的建造物群の歴史的価値が評価され、その世界遺産登録を目指さずフィジー諸島共和国旧首都レブカを対象地として選定した。また分析を進めるにあたり、日本で1970年代から住民運動として始まり、やがて文化財保護制度と共同する仕組みとして発展し、地域住民が住み続けながら地域の遺産を継承することによって達成される地域振興の手法として確立したいわゆる「町並み保存運動」の思想や技術を応用した。

本論文の構成は、次の通りである。第1章において都市遺産を資源とする観光開発に関する国際的な議論について把握するために、国際憲章や提言の内容を分析した上で、都市遺産観光開発の先進事例地における観光開発の経緯とその結果を分析し、研究の枠組みを示した。次に第2章において、日本の町並み調査を通して発展を見た「都市史調査」の手法を応用し、対象地における都市空間および都市景観の価値、すなわち有形文化遺産としての都市遺産の価値を明らかにした。その上で、第3章では、日本の住宅計画分野において発展を見た「住み方調査」の手法を応用し、地域住民の生活と上記有形文化遺産との関係性およびそこに読み取れる無形文化遺産としての価値について分析し、把握されたすべての価値の関係性を考察することにより、都市遺産としての総合的価値を明らかにした。第4章では、以上で明らかにした都市遺産の総合的価値について、その保全状況を分析するとともに、その価値を顕在化させ、保全しつつ地域の発展に貢献し得るような観光開発のあり方を探求するという視点からその現状を分析し、課題を明らかにした。さらに結章では、日本の先進事例地の成果を参照しつつ対象地における遺産保全と観光開発に対する指針を提示した。

本研究から得られた結論は、次の通りである。まず、対象地レブカの都市遺産の総合的価値を明確化することができた。レブカの近代都市空間は、先住集落期の空間構成を継承しつつ形成さ

れたものである。その空間を、文化的、民族的、宗教的に多様な人々が住み続けながら利用してきたことにより、それらの人々の個人的な記憶や、家族や民族集団に代表されるような集団内で共有される記憶の中に、有形文化遺産である都市空間と無形文化遺産である住民生活との関係性に関する情報が蓄積されてきた。そして、その蓄積を通して現在の都市空間は地域住民の感性とつながり続け、意味をもたらし続けているといえる。つまり、レブカの都市遺産としての本質的価値とは、歴史的建造物群の有形的側面に関する真正性が評価できる点に加え、無形的側面として、多様性のある文化のなかで展開される伝統や慣習と、私的な建築空間から公的な都市空間にいたるまで途切れなく継承される用途や機能が評価できる点、そして、それら有形・無形の遺産に対する記憶の蓄積を通して培われた感性から都市遺産の真正性を評価できる点にあることがわかった。

そしてこの本質的価値は、以下のような遺産の完全性の説明によって証明できた。レブカが有する都市遺産の総合的価値については、その完全性を構成する諸要素として、第一に、先住集落期の空間構成を継承しつつも、フィジー・ラッシュ期及び首都期にかけて20年に満たない短期間に急速に成立し、コプラ貿易期を経て形成されてきた都市の空間構成及び建造物が100年以上の年月を経てもなお軽微な修理のみで利用可能な良質な建築のストック、第二に、初期入植者の子孫だけでなくその後都市に移住してきた人々の民族の多様性、第三に、それらの多様な民族的背景を有する人々が、歴史的建造物の形状は維持する一方で自文化を適応させる利用形態をとり、機能を固定するのではなく空間と時間に合わせて多様で自由度の高い用途で利用するという利用形態、第四に、歴史的建造物群が現在の住民のものとして利用され続けているという状態、そして第五に、そのように日々の暮らしの一部である歴史的建造物群について、地域住民自身が変遷や過去の利用形態を物語るができる記憶の蓄積、を挙げることができた。これは、これまで日本における町並み保存運動が実践しつつも理論化できなかった有形文化遺産と無形文化遺産の総合的価値把握を、事例研究を通じて実証したものである。

次に本研究では、都市の住民構成の変遷を分析することで、文化遺産保全や観光開発へ関与すべき先住民族を含む過去の都市遺産の管理主体を明らかにした。そして、対象地の文化遺産を多様な視点と価値観から把握しそれを来訪者へ解説（インタープリテーション）するには、現在の住民に留まらない、文化の表現主体としてのステークホルダーの関与が必要であることを示した。また同時に、対象地の地域住民について、彼らは都市遺産の所有者かつ利用者として遺産の管理主体である一方で、地域文化および民族に固有な文化の表現主体でもあることから、都市遺産観光開発における観光資源である都市遺産の管理主体であるとともに、その観光資源を生み出す主体でもあることを導いた。このことは、こうした地域住民が遺産の所有者であり文化の表現主体である事例において、もし最先端の国際的な議論の対象でもある有形文化遺産と無形文化遺産の一体的な価値把握に基づく都市遺産保全を目指そうとするならば、遺産保全ならびに観光開発の主体が地域住民でなくてはならないことに帰結する。

よって、「人間不在の観光開発」に対する本研究の成果は、地域住民が暮らすことによって成立する都市遺産の総合的価値を明確化することにより、人間の存在を遺産価値のなかに位置づけた点にある。都市遺産の総合的価値を観光資源とする観光開発においては、地域住民の存在こそが不可欠であり、その侵害は資源価値そのものを損なう行為として避けなくてはならないのである。

学位論文審査の要旨

主 査 特任教授 石 森 秀 三
副 査 教 授 西 川 克 之
副 査 教 授 西 山 徳 明
副 査 准教授 山 村 高 淑

学位論文題名

発展途上国における都市遺産観光開発に関する研究

本学位論文は、南太平洋の発展途上国であるフィジー国の歴史都市レブカにおける綿密な実地調査の成果にもとづいて、都市遺産の総合的価値の把握を行うとともに、都市遺産を資源とする観光開発に伴う諸課題を抽出し、それらの諸課題の解決と都市遺産の総合的価値の保全に必要な指針を明らかにすることを目的にしている。

本論文では、序章で研究の目的や方法などが示され、第1章「研究の枠組み」で都市遺産の価値に関する世界的な議論について、1931年のアテネ憲章に始まり、その後のベニス憲章、キト規範、世界遺産条約、バラ憲章、ケベック憲章、世界遺産会議のグローバルストラテジー、奈良ドキュメント、無形遺産保護条約、イスタンブール宣言、大和宣言、人間文化遺産プログラムなどの歴史的プロセスを丹念に分析し、有形文化遺産や無形文化遺産の保護のための統合的アプローチの重要性ならびに「リビング・ヘリテージ」という新しい遺産概念の重要性を明らかにしている。また、中国雲南省麗江における行政主導の観光開発と米国ハワイ州ラハイナにおける民間主導の観光開発の事例を取り上げて、地域住民の生活を軽視した「人間不在の観光開発」が生み出す負のインパクトを明らかにしている。第2章で歴史都市レブカにおける都市空間の形成を黎明期、発展期、成熟期に区分して論じている。第3章では綿密な実地調査で得たデータにもとづいて、レブカにおける居住者の変遷、都市空間の利用形態、公共空間の利用形態、建築の利用形態、都市空間の利用と記憶などを明らかにし、都市遺産の総合的価値の把握を試みている。第4章では「都市遺産観光開発の現状と課題」について、世界遺産登録に向けての取り組み、都市遺産保全の現状、観光開発の現状、都市遺産保全と観光開発に関する住民意識などを明らかにしている。終章では、日本における伝統的建造物群保存地区制度の成果を参考にしながら、レブカにおける都市遺産観光開発に対する指針として、法や条例の整備による「総合的価値の保全」、歴史的建造物群および公共空間の管理、無形文化遺産の継承、記憶の収集、生活環境の整備、防災、助成制度の確立、生活維持の仕組み、情報管理、遺産保全団体の確立などによる「総合的価値の管理」、適正受入観光客容量の設定、交通アクセス整備、展示・解説の充実、観光動線的设计・回遊性の向

上・案内体制の充実、観光営業に関するガイドラインやルールづくり、観光プロモーション、観光客と地域の信頼性の向上などによる「観光マネジメント」、保全の主体の明確化と保護、意思決定システムの再編成、総合的価値保全にかかわる組織の強化、教育などによる「総合的価値保全のための体制整備」ならびに「島内集落との連携」などが提起されている。

本論文は、2006年から2010年にかけてフィジー国で実施した8回にわたる綿密な実地調査によって得たオリジナルなデータにもとづく研究の成果であり、その点で高く評価できる内容を含んでいる。とくに、文化人類学の分野で用いられる参与観察による地域社会調査手法、建築学の都市史分野が用いる都市空間の復原手法、建築史分野が用いる家屋調査（実測と復原）の手法、さらには住居学分野で開発された住み方調査といった手法を駆使して、客観的な都市遺産の総合的把握を試みており、その手法は妥当であると評価できる。

また本論文は、日本の町並み保存運動や伝統的建造物群保存地区制度が実践しつつ理論化できなかった有形遺産と無形遺産の総合的価値づけの試みを、発展途上国の事例研究を通して実証したものであり、今後、発展途上国においてリビング・ヘリテージを保護しつつ持続可能な観光開発を実現する上で、学術サイドからの基礎理論として大きな役割を果たすことが期待できるとともに、日本の遺産保護の理念と国際社会の求める遺産概念との間に架け橋を渡すことのできる意欲的成果として高く評価できる。

さらに本論文は、文化遺産希薄地域でなおかつ遺産保護経験の乏しい南太平洋の発展途上国が観光開発による経済効果のみを求めて、不十分な保護体制のままに世界遺産登録を目指している現状を懸念し、遺産保護と観光開発との持続可能な関係の構築に貢献するという問題意識の下で行われた研究の成果である。フィジー国の当該文化遺産が将来的に世界遺産に登録される際には、本論文は非常に重要な貢献を具体的に果たし得るものであり、学術調査・研究による国際貢献という視点でも高く評価できる。

いずれにしても、本論文は、従来ともすれば有形遺産の保護に力点が置かれがちな世界の状況の中で、綿密な実地調査にもとづいて有形遺産と無形遺産の総合的価値づけ、文化遺産観光開発に対する説得的な指針を明らかにすることによって、従来の文化遺産観光研究のあり方を大きく発展させるとともに、観光分野の国際協力の面でもアカデミックな視点で新たな可能性を切り拓く業績であり、博士（観光学）の学位論文として高く評価できるものである。

よって著者は、北海道大学博士（観光学）の学位を授与される資格があるものと認める。